

令和2年度 第1回吹田市 ESCO 事業者選定委員会
議事要旨

1 日時 令和2年(2020年)7月31日(金)14:00~16:00

2 場所 吹田市役所 中層棟4階 第3委員会室

3 出席者

〈出席委員〉

4名

〈欠席委員〉

無し

〈事務局〉

中嶋勝宏環境部長、道澤宏行環境部次長、東田康司環境政策室長、楠本直樹環境政策参事、丸谷友孝環境政策主幹、笹俊克環境政策主査(総務室兼務)、飯尾圭祐環境政策係員、鈴木健将環境政策室係員

柴野勝俊総務室参事、上月一憲総務室主幹

株式会社日建設計総合研究所 2名

〈傍聴者〉

吹田市情報公開条例第7条第2号、第3号に該当するため非公開とし、傍聴者無し

4 議事内容

—開会—

事務局挨拶

委員挨拶

委員長、副委員長選任

諮問

会議の公開・非公開について

資料1を事務局より説明した。委員協議を行い、全委員が了承し、非公開を決定した。

吹田市役所本庁舎 ESCO 事業提案募集要項について

資料2に基づき、事務局より吹田市役所本庁舎 ESCO 事業提案募集要項について説明した。

(1) 維持管理業務の範囲について

委員 P2 (5) エ「ESCO 契約期間内における ESCO 設備の維持管理業務」とはどのような内容を指しているのか。維持管理業務と記載すると壊れたものの修繕も含まれるように聞こえる。「点検」「計測検証」など、より具体的な表現として、誤解を生まないようにした方がよい。

事務局 維持管理業務の内容を P14 7 (5) イ (ア) や P25 12 (1) クの現状の維持管理業務仕様で示す「点検」などの内容を指しているが、誤解を生まないように検討したい。機器等の故障については P19 契約内容不適合の担保に記載があり、瑕疵期間については、その契約内容によるものとしている。

(2) 設備の所有権について

委員 ESCO 事業者が設備を入れ替えた場合の設備の所有権はどのように考えているのか。

事務局 P1 2 (2) 契約方式に示すように「ギャランティード・セイビングス契約」であり、市に所有権がある。

(3) LED 導入に係る発熱量減少による熱源の冷却能力について

委員 P2 2 (3) ケ (ア) について、LED 照明を導入することにより発熱量が減少するため、熱源の能力が小さい提案が出てきてもおかしくない。十分な根拠が示されていれば、記載されている能力値のものより、冷却能力が小さい熱源設備を提案できるように、修正してもよいのではないか。

事務局 ESCO 事業者に根拠資料を提示してもらうのは、ESCO 事業者の負担になると思い、現状はそのような内容にはなっていなかった。修正案を作成し、確認していただくようにする。

(4) ESCO 事業者に配布する資料について

委員 事業者に提供する熱源のデータはそれぞれの熱源機器ごとに測定したデータか。それとも一括したデータか。

事務局 熱源ごとに細かく分かれているわけではないが P24 12 (1) ウの中央監視データで熱源機器の合計のデータについては把握できる。また同エの吹田市役所本庁舎熱源計測結果と容量検討(参考資料)で夏場に高層棟の熱源を計測したデータをつける。古い建物はなかなかデータが揃わないが、提供できるデータは提供していく。

(5) LED と熱源以外の必須改修項目について

委員 P2 2 (3) コで同ケ以外の省エネ改修項目を 1 つ以上自由提案することは

ESCO 事業者からのより良い提案を促すために、良い方法だと考える。ただ熱源機器の高効率化と照明 LED 化以外に 1 つ以上の提案を求めるのであれば、熱源機器の高効率化と照明 LED 化の上限金額を示す等の工夫をした方が良いのではないか。

事務局 当初想定していたのは空調設備への外気取入れ量自動制御システムであり、熱源と LED の費用が大半を占めていることから、金額を示す等をしなくても、それほど影響がないものと考えている。

(6) 削減保証額不達成時の追加措置について

委員 P2 2(3)クの「3か年連続で…」以降の文言の部分では、計測検証の結果、3か年連続で光熱水費削減額が削減保証額以上を満たせないことを、どの時点で判断するのか明確ではない。また、この場合、1年目で削減保証額以上を満たせない状況になると、必ず追加措置をしなければならないことになり、厳しすぎるのではないか。

事務局 1年目の省エネ化率は低いと聞いており、実際に目標が1年目で達成できなかった場合には事業者が措置に入るかどうかについて協議が必要と考えているため、「必要に応じて協議」等の文言を追加し、もし1年目が目標達成できなかったとしても2~4年目で目標達成できれば、4年目の計測検証費は事業者の負担において行うものの、必ず追加措置をするものではないという内容に修正を行う。

(7) 数年以内に検討している改修について

委員 P24 12(1)オの数年以内に予定している改修は、ESCO 事業を縛る内容なのか、そうでないのか。いずれにしても資料中かこの要領に明記すべきではないか。

事務局 資料5の中にESCO事業を縛るものではない旨を記載したうえで配布する。

(8) 照明に関する提案について

委員 照明の改修後に、現状の環境条件を満足できるかをどのように確認するのか。

事務局 提案要請時に配布する P25 12(1)の照明改修仕様書の中で、改修前後の照度測定を行うこととしているため、その結果から現状の環境条件を満足できているかを確認します。また、提案時については、現状の照明の台数等を比較し、無理な提案になっていないかを確認します。

吹田市役所本庁舎 ESCO 事業提案審査要領について

資料3に基づき、事務局より吹田市役所本庁舎 ESCO 事業提案審査要領について説明し

た。

(1) ESCO 提案審査評価項目の評価点数算出方法について

委員 委員の専門分野以外の評価項目については、委員の感覚で採点すると点数の偏りが起こる可能性がある。委員各自で採点した点数の総計で評価するのではなく、合議の上で、委員会として一元化された点数を出し、評価する方が正確な評価ができると考える。

事務局 原案は、この附属機関に適用されるものではない吹田市プロポーザル方式の実施に関するガイドラインを参考にしており、事務局としては、本委員会で本 ESCO 事業に適した採点方法を決定してもらえればよいと考えている。

委員 専門分野以外については、わからない部分があるので、委員が提案内容の説明を受ける機会を設けるか、委員の合議で採点するか、どちらかの方法を取ってほしい。

委員 委員各自で採点する前に、委員で議論する場を設ければ、合議での採点と同じになると考えるが、合議での採点としてもよいと考える。

委員 他市では、委員の合議で採点する方法が多い。他市で委員各自で採点する方法で審査した際に、各委員の点数のバラつきがあった。委員会としては、合議による採点にしたいと思う。

(2) 追加保証について

委員 P4 (サ) について瑕疵担保期間を超えた年限での補償がある場合は加点をした方がよい。そういう部分を点数化しないと業者はさらに補償をすることはしない。他の自治体では契約期間中の故障がある場合はそれを補償する、などの文言があれば加点するとしている。

事務局 御指摘のとおり、修正する。

(3) 補助金有無に関する提案方式について

委員 補助金に関する審査としては、補助金採択の可能性を高めることを評価することになっているが、補助金金額の大小を評価することになっていない。他の自治体では補助金の大小についても評価できるよう、補助金ありとなしの2つの提案を求め、それぞれの評価点数を 50:50 で配分して評価している。補助金金額が大きいほど、市の利益が大きくなる。補助金金額の大小で評価しないと、事業者はより補助金金額の大きい提案をしようと考えないため、補助金金額の大小を評価することも必要ではないかと考える。

委員 会計学では、投資判断する際、不確実性があったとしても、全て数値化し、定量的に評価するということを参考までに伝えておく。

事務局 補助金活用を前提としているため、補助金ありとなしの2つの提案で同じ省エネルギー改修の提案がなされると考えたため、2つの提案は求めず、評価項目(シ)の係数を10として、補助金に関する提案を重視して評価する市の考えを示していたが、御指摘を踏まえて、吹田市が補助金の高いものを採択したいという意図が伝わるように修正し、再度御確認いただくようにする。

(4) 文言について

委員 審査要領は審査をするための資料のため、P2(3)の「応募が1者もなかった場合は、再度、公募を行います。」という文言は不要でありその前段の文章も単に「応募者が1者もいなかった場合は、失格とします。」という文言でいいと考える。

事務局 御指摘のとおり、訂正する。

委員 様式第6号の「保証の有無」とはどのような意味か。

事務局 「削減保証の有無」という意味である。記載を改める。

委員 ESCO事業では光熱水費削減額を保証する事業であると思うが、エネルギー削減量やCO2排出量も保証されるものか。事業者が誤った数値を書かないよう書き方を検討してほしい。

事務局 ESCO事業は、電気やガス等の削減量を保証するもので、これに電気単価等の原単位やエネルギー換算係数をかけることにより、光熱水費削減保証額やエネルギー削減保証量が算出されるので、この表現で問題ないかと考えるが、様式9号の1の書き方を検討する。

委員 様式第5号の1「経営事項審査点数」とはどういう意味か。

事務局 日本の建設業において、公共工事の入札に参加する建設業者の企業規模や経営状況などを数値化したもので、各企業に点数がある。

(5) 修正について

指摘があった部分については事務局で検討し、大きな修正があれば必要に応じて各委員に確認してもらった上で、最後は委員長の方で確認することとする。

スケジュールについて

事務局より資料6について説明し、委員全員の了解を得た。